

発熱者等診療・検査医療機関 管理者 各位

札幌市保健福祉局医務監 館石 宗隆

**発熱者等診療・検査医療機関指定要綱の一部改正に伴う道ホームページ
掲載事項の確認について**

時下、皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症に係る対応に御尽力をいただき、また、本市の保健医療行政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、北海道の指定する発熱者等診療・検査医療機関（以下「診療・検査医療機関」という。）について、指定要綱の一部が改正され、これまで、同意を得られた医療機関に限って行っていた北海道のホームページにおける医療機関名等の公表について、原則、すべての診療・検査医療機関が公表対象となることとなりました。

つきましては、御多忙の折、大変恐縮ですが、下記のとおり、ホームページに掲載する各種情報の内容について御確認いただき、回答が必要な医療機関におかれましては、期限までに関係書類を御提出いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 作業内容

現在、北海道に提出済みの内容を「確認用資料（別添 1）」として添付しますので、札幌市の発熱外来への登録状況に応じて、以下(1)～(3)のとおり御対応をお願いいたします。

- (1) 診療検査・医療機関として札幌市ホームページに既に公表済みの場合
- (2) 札幌市の発熱外来（#7119 から案内可の医療機関）として登録済みの場合
本市において把握済みの診療時間等を北海道に報告いたします。
現在の申請内容に変更等ございましたら、担当まで随時お知らせ願います。

- (3) 札幌市の発熱外来に未登録（かかりつけのみ対応等の場合）の場合
「確認用資料」の内容を御確認いただき、診療時間等を「調査票（別添 2）」に記入の上、御提出ください。

2 提出期限

令和 4 年 3 月 31 日（木曜日）

3 提出先

札幌市保健福祉局医療対策室医療提供体制構築課

メール：kansan_iryoteikyotaisei@city.sapporo.jp

※ メールでの提出に御協力をお願いいたします。

4 公表内容の一部非表示を希望される場合

公表内容の一部を非表示[※]にすることも差し支えありませんので、非表示を希望される医療機関は、非表示の項目等を「調査票」に記入の上、御提出ください。

また、診療・検査医療機関の指定を解除されたい場合は、「解除申請書（別添3）」を担当まで御提出ください。

※「医療機関名」及び「対象者」は、非表示とできません。

5 添付資料

- ・別添1：確認用資料
- ・別添2：「診療・検査医療機関」HP 公表調査票[※]
- ・別添3：発熱者等診療・検査医療機関指定の解除申請書[※]

※ 様式は、下記ホームページにも掲載しておりますので、適宜情報の変更の連絡をいただく際に御活用ください。

6 行政機関ホームページへの掲載

本通知に関連する情報を掲載しておりますので御確認ください。

(1) 北海道通知

この度発出された北海道通知一式を掲載しております。

○札幌市「発熱外来について（令和3年度）」

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f77tuuti/tuutilistimu/3/questionnaire.html>

(2) 診療・検査医療機関の公表

現時点で公表に同意いただいている医療機関の情報を掲載しております。

○北海道「発熱者診療・検査医療機関について」

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/youkou.html>

○札幌市「発熱者等の外来診療・検査を実施している医療機関一覧」

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f78anzenshien/hatsunetsugairai.html>

7 その他

(1) 本調査に基づく北海道及び札幌市公式ホームページでの公表は、令和4年4月以降を予定しております。

(2) 公表されている診療・検査医療機関の診療報酬上の臨時的な取扱い（二類感染症患者入院診療加算（250点）の算定）は、令和4年7月末まで延長されております。

【提出・お問い合わせ先】

札幌市保健福祉局医療対策室医療提供体制構築課

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階

電話 011-676-4145 / ファックス 011-622-5168

メール kansen_iryoteikyotaisei@city.sapporo.jp